除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２４年（へ）第４号
愛知県一宮市千秋町加納馬場字大塚45番地の２
申立人　有限会社大富鋼材
代表取締役　大池　　一
権利を争う旨の申述の終期　平成24年７月13日
平成24年７月17日　岐阜簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＸ03575
金額　681,375円
支払期日　平成24年５月31日
支払地　岐阜市
支払場所　株式会社十六銀行本店営業部
振出日　平成24年２月13日
振出地　岐阜市
振出人　株式会社杉山商店　代表取締役　杉山　正
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第２１号
大阪市浪速区大国３丁目８番22号
申立人　東イン株式会社
代表者代表取締役　山口　揮造
権利を争う旨の申述の終期　平成24年７月13日
平成24年７月17日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＢ234517
金額　2,108,069円
支払期日　平成24年６月30日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社みずほ銀行難波支店
振出日　平成24年２月20日
振出地　大阪府東大阪市
振出人　シンコー株式会社　代表取締役　西村　陽介
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１４６号
茨城県かすみがうら市稲吉２丁目19番23号
債務者　有限会社サヤト設備
代表者代表取締役　佐谷戸　武
１　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀　みずき
４　破産債権の届出期間　平成24年８月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月10日午前11時
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第７７７号
千葉市中央区葛城３丁目８番15号
債務者　南米通商株式会社
代表者代表取締役　鈴木　和子
１　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　永田　　豊
４　破産債権の届出期間　平成24年８月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月22日午前10時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４３０号
兵庫県尼崎市道意町６丁目１番地の10
債務者　ロイヤルユナイテッドプロダクト株式会社
代表者代表取締役　兼村　和信
１　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　密　　克行
４　破産債権の届出期間　平成24年８月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月18日午前11時
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４７５号
仙台市太白区郡山４丁目３番29号
債務者　協同組合ケンベイミヤギ
代表理事　岡部　英之
１　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　檜山　公夫
４　破産債権の届出期間　平成24年８月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月８日午前10時
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１３４６号
名古屋市千種区東明町２丁目８番地
債務者　株式会社創研
代表者代表取締役　寺倉　吉彦
１　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木村　静之
４　破産債権の届出期間　平成24年８月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月１日午前11時５分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５１８号
横浜市瀬谷区下瀬谷３丁目17番地１
債務者　スズキモール横浜有限会社
代表者代表取締役　内田　　宏
１　決定年月日時　平成24年７月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　畔柳　秀勝
４　破産債権の届出期間　平成24年８月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月６日午前10時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７３号
静岡県浜松市南区三和町158番地、ラフィーネＡ
債務者　株式会社藤工
代表者代表取締役　藤尾　武史
１　決定年月日時　平成24年７月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩田　直也
４　破産債権の届出期間　平成24年８月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月３日午後１時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２７７号
最後の主たる事務所静岡県浜松市中区尾張町124番地の３　尾張町溝口ビル２階、登記簿上の主たる事務所静岡県浜松市中区下池川町60番地の１
債務者　宗教法人金光教浜松教会
代表者代表役員　関口　徳雄
１　決定年月日時　平成24年７月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　辻　　慶典
４　破産債権の届出期間　平成24年８月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月26日午後２時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２３７号
愛知県一宮市萩原町萩原字寺屋敷33番地
債務者　株式会社三隆社
代表者代表取締役　八田　啓祐
１　決定年月日時　平成24年７月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中島　健一
４　破産債権の届出期間　平成24年８月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月15日午前10時
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２５０号
奈良市北永井町344番地18
債務者　特定非営利活動法人さくら
代表者理事　**檜**原スミ子
１　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　板野　陽一
４　破産債権の届出期間　平成24年８月31日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月10日午前10時10分
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１８３号
奈良県宇陀市榛原あかね台２丁目16番の13
債務者　株式会社志まづ
代表者代表取締役　鳶津　正則
１　決定年月日時　平成24年７月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮坂　光行
４　破産債権の届出期間　平成24年９月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月15日午後１時30分
奈良地方裁判所葛城支部破産係